# 井戸川かわら版 特別機関 (福島被ばく訴訟)

ニュース

発行: 井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会 発行日2020年10月10日 〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

No. 17

E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp TELO80-1101-8072 沼尾(編集·写真) Web サイト http://idogawasupport.sub.jp/

民をだまし 大地と海を汚した! 東電と政府の【 責任を問う!



- MODE MR 原告 井戸川 克隆 原告 井戸川 克隆	2~4
内部被ばくの生き証人を見よ!!	
黒い雨原告 長きにわたる痛苦への指弾こそが、井戸川裁判の原点	
	5
第18回口頭弁論期日 10月28日「 <b>取消し</b> 」お知らせ	6
ひとこと・事務局	

#### {私の主張}

### 「発電所破壊事件」から学ぶこと

原告 井戸川 克隆

#### 1. 放射線被曝の概念

核爆弾や原発事故の放射線被ばくというと、必ず健康障害に結び付けて、発症を否定する特殊な集団に行政が飛びつき、核政策の失敗に伴う「**行政過誤**」を隠蔽するために影響を否定してきていた。

過去において、隠蔽という公務員職権濫用の下で、 多くの国民が被爆の影響で苦しんで、被爆の加害者を 恨み、国を恨みながら、病魔に倒れていった人びと達 の無念さを考えると、同じ苦しみを受けている原告は、 勢い言いたいことは何でも言わなければならないと考 えている。

被ばくの医学的作用の前に必ずあるのは社会的・道 義的な観点と、物理的・科学的な考察がなければなる まい。因果関係の究明を先送りにして議論することは 利口な考え方ではない。

臨床倫理には、「**自律尊重原則、無危害原則、善行原 則、正義原則**」がある。この原則を貫けば、利益相反 関係者が被ばく問題を否定したり、間違った論文を書 くことは出来ない。

関与できないことは当たり前の当り前である。

当然、この考えだと、発電所の事故の責任者を特定しなければならない。発電所の所有者は東京電力株式会社 取締役らと社員並びに株主たちと債権者になる。責任者たちをここで明記したので、次はこの発電所の運転責任者を特定すると、所長以下社員たちである。この者達より上位にいて、責任ある者とすると、国の所管庁の経済産業大臣を頂点にした職員たちが該当する。

国(A)には監理・監督等の規制権限と事故防止の 義務があり、所有会社の東京電力株式会社(B)は運 転管理の当事者として非監督の関係と、所在町に対し ては「安全確保協定」に沿った責任があるとは国民が 理解しているところ。

それでは、双葉町(C)はどのような関係にあった か言えば、当然規制権限がないから責任者になりよう が無い。したがって、本件原発事故の立場は(A) =  $(B) \neq (C)$  という数式ができる。

(A) = (B) ≠ (C) の計算式でいうと、双葉町 (C) の町民はベントの放射性物質と1号機の曝発物により被ばくが重なって起きたのと、福島県内の川俣町の汚染地域に避難していたのだから、この時の被ばく被害と複合的なもので、(A) + (B) が、(C) に対し「(1) 公共的・社会的、(2) 物理的・科学的・化学的、(3) 身体・生命的、(4) 精神衛生的、(5) 財産的、(6) 時間的、(7) その他」に過重な被害をもたらしたことである。

ここから、(A) = (B) を「被告ら」と表現することにして、そもそも本件事故の諸元は被告らにあるわけなので、(3) 身体・生命的の被害をもたらしたことは、何のためらいもなく事実なのだ。

(C) は自らの失敗による被ばくではないことは誰にでも理解のできることなのだが、被ばくの影響を評価する第三者が、(C) の断わりや許可も無いのに、(3) の影響について論じているが、(C) は彼らに一度も委任あるいは委嘱したことが無いので、違法で効力はない。或いは、(C) を代弁して「放射能の影響がない」ということを勝手に言っていることは、(C) の自由裁量権を侵して、被害の矮小化を発生させた時、詐害という犯罪ともいうべきことになる。

さて、被ばくに起因する影響は (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)に及んでいるので、(3)だけではないことをここで強調しておきたい。被害を申告する権利は被害者にあるので、依頼していない者に勝手な判断をされることは望んでいないし、個人が有する権利を勝手に評価し口外されることは、個人の人権を侵すことになるので、ここで止めるよう警告をしておきたい。

特に UNSCEAR の報告に、双葉町民のいい加減な

データを使われていることに対して警告をしておきたい。 現在国は、被ばくの影響の判断に何を使っているの か分からないが、原告が双葉町災害対策本部長をして いる間には、町民が受けた線量の算出根拠を知らされ たことはなかった。国やらどこかで勝手に行った調査 を全く見たことはなかった。少なくとも私は承認した 覚えはなかった。国が行っているアンケート調査等か ら被ばくの影響を判断材料に使う前に、「緊急時環境放 射線モニタリングの実測値」を、双葉町災害対策本部 に報告が無かったのは、どうしてなのかの説明が先に なければならない。 あまりにも杜撰なことで本件事故を終わらせようと することは、法外なことであり、これに国が関与する ことは公務員職権濫用罪と言い換えることができる。

被ばくの影響の判断は (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) それぞれ並行して、政府に都合の良い専門家を外して、ステイクホルダー等の手法で公正な会議の下で進めなければならないと強調しておきたい。

本件の主体者は東京電力(株)なので、ステイクホルダー以外の解決方法を選択しないことは考えられない、これを阻んだ者は本件事故の影に潜んでいる「**加害者**」だと考えている。

#### 2. 当事者の概念 (双葉町民の場合)

本件事故の当事者の「**債務者**」は第一義的に、国と 東電の被告らである。反当事者、被害者、「**債権者**」は 原告を含む双葉町民である。

「**第二次的当事者は福島県**」である、福島県については後述することにする。

それ以外は「**第三者**」である、この第三者には様々な者達がいて、国税を使いながら原告らに不当な圧力をかける者も含まれている。これらには妨害排除請求権を行使しなければならないと考えている。

これまで被ばくの歴史をたどっていると、**加害者に位 置する者達の文献**には、問診として被害当事者の「実 **害**」を「**当事者**」の言葉で書かれているものに出会ったことはない。これは誠に奇異に感じる、必ず代理解釈なり、想定の被害を書いてあるものが多いのに気づいた。

広島・長崎原爆の被害者はアメリカ軍に獣のように扱われ、丸裸にされて、いたるところを調べられてきている。占領下とはいえ、人権を無視した態度で被ばく者を扱ったことは、戦争捕虜以下の扱いをされていたことに驚きを隠せない。この場にいた日本の関係者たちが後に、被ばく者の調査をしていたという理由から、放射能の専門家といういかがわしい肩書を勝手に付けていたようだ。

現在、放射能の専門家という人を信じることができない、理由は放射線障害者を「**修復・完治**」させたという実績を見ることができないからである。

ただ観察をしたから専門家というには物足りない。 観察だけなら相当高い学問はいらない、観察の要点を まとめた採点リストさえあれば、字の書ける人ならだ れにでもできる作業だ。彼らの言葉には、臨床治験の 実績や、原爆症状の「**起承転結**」がない。

100ショシーベルト以下は発症しないと言って、福島

県内で言いふらした山下俊一は、本件「**発電所破壊事件**」以前に書いたチェルノブイリに関する文章には、 チェルノブイリの現状を要注意と記されているが、福 島県内では、ニコニコしていろと言う県民を蔑視した 話をしていた。

もし反論があるなら、100シッシーベルト以下は発症しないという根拠と、私が3月12日に被ばくした被ばく量と比べるデータを示して、詳しく説明されることを望む。

更に最近の若い専門家の多くは、文字が読めれば専門家になれそうだ。過去の文献を読み、記憶力が良ければ、自分で文献拾いの論文くらいは簡単に書ける。問題は現場の実績をどのくらい積んで、失敗をどのくらいしたのか、また、失敗を成功に導いたプロセスを公開し、バックチェックを受けて、認証されたのであれば信頼しても良いが、山下俊一のように専門家と言い、福島県内で100~リシーベルト以下は「笑っていろ」と、いうことしか言えない者は偽専門家だと考えている。

私が言いたいのは、私と同じ行動をして、同じ量の 被ばくをして、その後の体調の異変を共有した者にし か、私に反論ができないということである。

広島・長崎原爆の被害者は無数にいる、被ばくの影響の出方は万人それぞれだ。これを平均化することは 疫学上必要かもしれないが、被ばく量の平均化や限界 値を設けることは、現場と合致する実学の世界には存在しない手法だ。更に行政の都合で扱われると、かなり危なくなることが多い。彼らには現場がない、誰かが作った数字を功利的に利用するだけで、心と現場がないからまったく危険だ。過去の人的災害の救済の手法は、かなり危ない手法の平均化や、損得勘定から始まる逆計算をすることは得意だから。

#### 3. あなたならどうしますか?

私が故意にコーヒーを掛けたらあなたはニコニコし ていられますか? 更に、謝罪もなく平気顔で、健康 に影響が無いから大丈夫と言われて、はいそのようで すと言って済ますことができますか?

洗濯代とお詫びの印もなく、別れることができます か。この時、とつさに常識について考えますよね。こ の人は何という人だ、常識のかけらもないのかと更に 憤りが増しますよね。

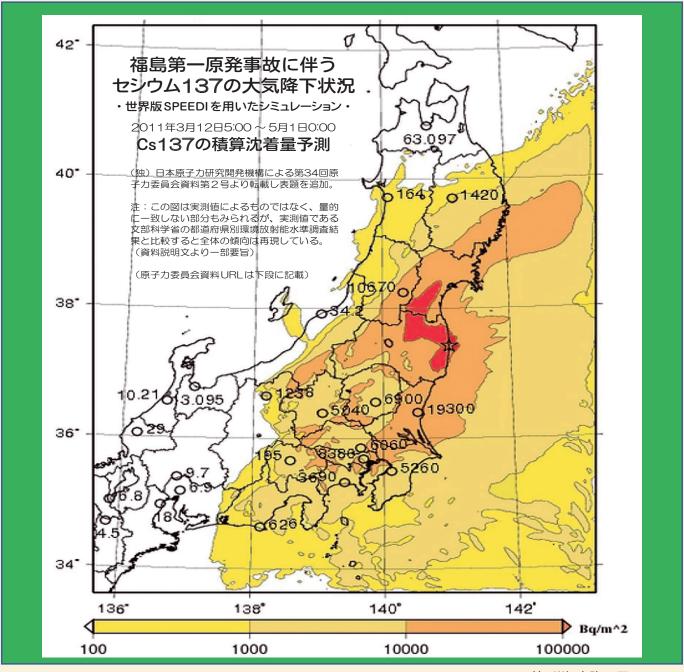
これが、貴方の住んでいる 「毒がまかれている世界」です。

この広がりを隠すために政府は1ミッシーベルト以下の規

準を国民の無知を悪用して20倍緩くしてしまいました。 規準通りの1ミッシーベルト以下で被害を見ると下図 のようになります。

基準でいう被ばく被害者を大雑把に5,000万人とし、 一人当たりの見舞金を100万円とすると、50兆円にな ります。緊急被ばく者の見舞金の計算をすると、100 万人に対し、3,000万円を支払うとすれば、30兆円に なる計算ができます。

このように原発事故は甚大な損害が発生するのです。 皆さんには、ご自分の損害を仮に見積ることをお勧め します。



井戸川 克隆

## 「内部被ばくの生き証人を見ょ!! 黒の雨原告 長きにわたる痛苦への 指弾こそが 井戸川裁判の原点」

呼びかけ人 水戸 喜世子



井戸川裁判とその目的において重なり合う「子ども 脱被ばく裁判しは7月28日に結審しました。最終準備 書面で最も多くの紙面を割いたのは「原告が受けてい る将来にわたる健康不安には科学的根拠がある」とし た部分です。すでに世界の常識となっている低線量被 ばくの有害さ、内部被ばくの桁違いの影響をいまだ認 めぬ国の不合理さを裁判所に理解してもらうことは、 将来の発症に備えるとともに、不溶性含有セシウム微 粒子が福島各地の土ホコリから実測されるようになっ て、極めて重要な課題となっているからです。風によっ て不溶性放射性微粒子を含む砂埃を吸いこむことによ り、不溶性の放射性微粒子が上気道に付着すれば、数 十年にわたって体外に排出されることなく、周辺の細 胞を被ばくし続けます。従来の生物学的半減期は通用 しません。子ども裁判の中でも特筆して警告を発した 部分です。ところで最終弁論の翌日29日、司法界から 思いがけない歴史的発信がなされたのです。広島地裁 「黒い雨」訴訟の判決があり、内部被ばくと低線量被ば くについての正しい認識のもと、原告84名(被爆当時 8歳から14歳)の全員が法で定めた11の特定疾病に 該当するとして被爆者と認定し、被爆者手帳の交付を 命じたのです。被爆後75年を経て、やっと手にした健 康手帳。あまりに遅い全面勝訴に唖然としますが、その根拠として、ペトカウ効果や、バイスタンダー効果などを含む低線量効果、内部被ばく効果を挙げていることは、画期的でした。広島の症例として不溶性含有セシウム放射性微粒子が患者の臓器を被ばくし続ける症例を子ども裁判で郷地証人は法廷で証言されましたが、それはまさに「黒い雨」判決を実証するものだったのです。

原爆医療法が施行され、被爆者健康手帳の交付が開始されたのは原爆投下後12年たってからでした。政府の決めた降雨地域(保障区域)が不正確で実際はその6倍の地域にわたっていたことが2008年のアンケート調査でわかり、「黒い雨」訴訟を起こした時はすでに平均年齢78歳だったと言います。勝訴の判決に、天に届けと言わんばかりのバンザーイの表情に涙しました。いま広島・福島の市民運動がつながって、控訴した国への断固とした抗議行動が始まろうとしています。

(参考:国が公表している放射性セシウム137の放出量は、福島原発事故は、広島原爆の約59倍です)

水戸 喜世子 記

Photo by 水戸喜世子 2/14

#### 井戸川裁判 福島被ばく訴訟 10月28日 口頭弁論期日 「**取消し**」のお知らせ

2020年10月28日予定されていた 口頭弁論期日ですが、新型コロナ感染 等のため「取消し」が決まりました。 次回の口頭弁論期日は未定です。 決まりましたら改めてお知らせします。

ひとこと: 事務局

年3月の東日本大震災以来、救援・支援を掲げながら、何気なく、原発事故被災地を迂回し、そこで起きている問題を見ないようにしてきている、或はごまかそうとしている勢力とごまかされようとしている人たちに強い憤りを覚えてきました。反原発の講演会やイベントでよく井戸川さんお見掛けし、ご挨拶するようになり、2015年の「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」の発足に参加しました。

問題の本質を常に正面からしっかり受け止め、責任を 追及されていく井戸川さんの姿勢に尊敬の念を抱き、さ さやかながら応援を続けていければと思っております。

「井戸川さんの裁判を引き受けたことは、弁護士冥利に尽きる」と言われた古川元晴弁護士と組まれたのは、2016年4月の口頭弁論からでした。

古川弁護士を見つけられたのは、井戸川さんご自身 とうかがっています。すばらしい「最強のふたり」に 勝利の日の近いことを期待しています。

野田 千香子

新型コロナウイルス感染予防のため、井戸川裁判(福島被ばく訴訟)の口頭弁論は今年1月の第17回以降の期日が取消しとなっています。他の原発関連訴訟などでは裁判を進めているものもあると聞いているの

で、なぜ取消しが続いているのか、その理由を疑問に 考えておりました。あるいは裁判を遅らせようという 何らかの力が働いているのではないかと勘ぐってみた りもしました。

今回、支える会内部の打ち合わせで、「裁判所も相手 方も苦心しているので、見守ってほしい」との話を聞 きました。もともと長い裁判になるだろうとは考えて いましたが、できるだけ早く弁論を再開し進められる ことを願っています。

樋口 憲二

先日、リモートで事務局会議の際、団体賛同の議題の途中、突然、井戸川裁判の性格のことに関連したエピソードを思い出しました。

それは、某リベラル週刊誌のイベント案内欄に、井 戸川裁判の日程が載らない理由について「個人の裁判 だから」と担当者から聞いたことです。

確かに井戸川裁判の原告は井戸川さん一人ですが、 その担当者の考えるような単なる私的財産や名誉のための訴訟ではありません。

むしろ真逆に、双葉町という原発立地自治体の元町 長(住民の生活・財産・生命を守り、同時に原発の設置・運転等に関する職務権限を持つ)という背景を持っ た者として、国・東電の構造的かつ根本的な責任を問 うている裁判だと思います。

そのことは、口頭弁論報告や各準備書面の要旨で一目瞭然です。井戸川さんによる国・東電のウソと不作為事実の徹底的暴露、そして弁護団と共に、それらを責任論および損害論として詳細に構築して来ていることからも分かります。

井戸川さんは「提訴の理由」の中で、「私は事故を受任しない」との重い言葉を出発点に置いています。そこに自らが原発事故を全面的に告発し得るただ一人の社会的存在であることの不退転の決意を読み取れると思います。

崩壊した「原発安全神話」から、居直りと風化をテコに「焼け太り」つつある原子力村に対し、これらを最も鋭く告発する井戸川裁判の意義を確認し、新型コロナ禍の中、改めて支える会の活動を再起動していきたいと思います。

長内 経男

#### 会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会」では会員の募集(年会費1000円)及び寄付による 支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通 信 欄:振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号:00110-6-361267 口座名義:井戸川裁判(福島被ばく訴訟)を支える会